

「OKI Pay」利用規約 主な改定内容

改訂後	改訂前																		
<p>第3条 (利用申込)</p> <p>3. 前2項の手続きにおいて入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、当行において開設された普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号と一致した場合には、登録手続きが完了されたものとみなし、登録手続きの完了をもって当行と利用者との間に OKI Pay 利用契約が成立し、利用者は OKI Pay による支払いを行うことができます。</p> <p>(省略)</p> <p>第9条 (利用時間)</p> <p>1. OKI Pay 取引の利用可能時間は、以下に定める時間帯とします。</p> <table border="1" data-bbox="129 609 1102 756"> <thead> <tr> <th>曜日等</th> <th>開始時間～終了時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日</td> <td>6:00 ~ 23:59</td> <td>0:00~5:59 は利用不可</td> </tr> <tr> <td>月曜日以外</td> <td>0:00 ~ 23:59</td> <td>24時間利用可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>第17条 (当行による利用停止等)</p> <p>当行は、利用者が次の各号に当該した場合は、利用者に通知することなく、OKI Pay の利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6ヶ月以上、OKI Pay アプリへのログインがないとき ② 利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき ③ 引落指定口座が解約されたとき、または引落指定口座の口座情報もしくはキャッシュカードの暗証番号等が、当行において開設された普通預金口座の口座情報もしくはキャッシュカード暗証番号等と一 	曜日等	開始時間～終了時間	備考	月曜日	6:00 ~ 23:59	0:00~5:59 は利用不可	月曜日以外	0:00 ~ 23:59	24時間利用可能	<p>第3条 (利用申込)</p> <p>3. 前2項の登録手続きのいずれをも完了した時をもって、当行と利用者との間に OKI Pay 利用契約が成立し、利用者は OKI Pay による支払いを行うことができます。</p> <p>(省略)</p> <p>第9条 (利用時間)</p> <p>1. OKI Pay 取引の利用可能時間は、以下に定める時間帯とします。</p> <table border="1" data-bbox="1137 609 2110 756"> <thead> <tr> <th>曜日等</th> <th>開始時間～終了時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日</td> <td>7:00 ~ 23:59</td> <td>0:00~6:59 は利用不可</td> </tr> <tr> <td>月曜日以外</td> <td>0:00 ~ 23:59</td> <td>24時間利用可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>第17条 (当行による利用停止等)</p> <p>当行は、利用者が次の各号に当該した場合は、利用者に通知することなく、OKI Pay の利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6ヶ月以上、OKI Pay アプリへのログインがないとき ② 利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき ③ 引落指定口座が解約されたとき、または引落指定口座の口座情報もしくはキャッシュカードの暗証番号等が、当行において開設された普通預金口座の口座情報もしくはキャッシュカード暗証番号等と一 	曜日等	開始時間～終了時間	備考	月曜日	7:00 ~ 23:59	0:00~ 6:59 は利用不可	月曜日以外	0:00 ~ 23:59	24時間利用可能
曜日等	開始時間～終了時間	備考																	
月曜日	6:00 ~ 23:59	0:00~5:59 は利用不可																	
月曜日以外	0:00 ~ 23:59	24時間利用可能																	
曜日等	開始時間～終了時間	備考																	
月曜日	7:00 ~ 23:59	0:00~ 6:59 は利用不可																	
月曜日以外	0:00 ~ 23:59	24時間利用可能																	

致しなくなった場合

- ④ 本契約その他当行との契約に違反したとき
- ⑤ OKI Pay 取引の取消が繰り返される場合、その他 OKI Pay を利用して不正な取引を行っているおそれが認められる場合
- ⑥ 利用者が当行に届出した住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき

(省略)

第 24 条 (補償)

利用者は、OKI Pay の不正利用によって損害を被った場合、別途定める OKI Pay (沖縄銀行) 不正利用被害補償規定に従って、損害額に相当する金額の補填を請求することができます。

第 25 条 (ポイントバックサービス)

1. 当行は、以下各号の規定に従い、利用者に対してその OKI Pay 取引利用代金の金額に応じ、OKI Pay 取引利用に対する特典として、Wallet+ アプリの myCoin を付与するものとします。当行は本サービスの内容を予告なく変更することができるものとします。変更が行われた場合、お客さまには変更後の内容が適用されます。

①ポイントバック額

OKI Pay 取引ご利用 200 円 (税抜) ごとに 1myCoin (小数点以下切り捨て)

②ポイントバック対象ユーザー

Wallet+アプリ利用ユーザー

(Wallet+メイン口座と引落指定口座が同じであることが条件)

③ポイントバックサイクル

致しなくなった場合

- ④ 本契約その他当行との契約に違反したとき
(文言追加)
- ⑤ 利用者が当行に届出した住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき

(省略)

第 24 条 (ポイントバックサービス)

(第 25 条へ変更)

第 25 条 (本規約に定めのない事項)

(第 26 条へ変更)

毎月 1 回のサイクルで毎月 15 日（ただし、当行の休業日の場合は、その翌銀行営業日）に前月 1 日から前月末日までの OKI Pay 取引ご利用分に対して付与します。

2. my Coin 付与にあたり、Wallet+運営会社である iBank マーケティング株式会社へ本サービスの付与対象となるお客さまの口座情報（店番、口座番号）を提供いたします。

提供する口座情報はmy Coin 付与に係る処理のみに利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。

第 26 条（本規約に定めのない事項）

本規約に明示されてない事項等については、当行および利用者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

（省略）

< 施行 >

2019年 6月 3日 初版施行

< 附則 >

（文言追加）

改定履歴

No.	掲載日	改廃区分	効力発生日	内容
1	2020.03.06	改定	2020.03.30	OKI Pay 「SmartCode ショッピングサービス（新設）」
2	2020.06.25	改定	2020.07.13	「暗号等および利用者端末の管理」

				取引暗証番号等ロック時の時間設定（変更）
3	2020. 08. 14	改定	2021. 08. 31	払込票決済機能（スマホ収納サービス）の取扱開始及び一部セキュリティ機能の強化（新設/変更）
4	2021. 04. 26	改定	2021. 05. 10	調剤予約機能（調剤予約サービス）（新設）
5	2022. 02. 21	改定	2022. 03. 07	利用申込、利用時間等（変更）

OKI Pay（沖縄銀行）不正利用被害補償規定

（文言追加）

（目的）

第1条 当規定は、OKI Pay（沖縄銀行）利用者（以下「利用者」といいます。）が OKI Pay（沖縄銀行）（以下「OKI Pay」といいます。）を不正利用された場合に被った損害の補償等について規定するものです。

（補償対象者および補償範囲）

第2条 利用者の暗号等の盗取もしくは詐取または流出により、利用者以外の第三者に OKI Pay を不正利用された場合（第三者が個人になりすまして当該個人名義の OKI Pay の利用申込がなされた場合を含みます。この場合、本規定において「利用者」とは当該個人を意味するものとします。）または OKI Pay への口座登録がなされた利用者端末の紛失若しくは盗難により利用者以外の第三者に不正に利用された場合に生じた OKI Pay 取引について、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して OKI Pay 取引にかか

る損害の額に相当する金額を限度として、補てんを請求することができます。

- (1) 不正利用に気づいてから速やかに当行への通知が行われること
- (2) OKI Pay 利用規約第 14 条に記載されている暗号等および利用者端末の管理について適切な措置が取られていること
- (3) 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
- (4) 当行に対して警察に被害届を提出していること、その他不正利用があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況および、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること

(補償の対象となる損害)

第 3 条 OKI Pay の不正利用が利用者の故意または重大な過失による場合を除き、当行は通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた OKI Pay 取引にかかる損害に相当する額（以下「補てん対象額」といいます。）を当行所定の限度額の範囲内で補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび利用者に過失または重大な過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の一部または全部を補填しない場合があります。

2. 前項の規定は、当行への通知が、暗号等その他の利用者の情報の盗取または詐取が行われた日（当該盗取または詐取が行われた日が明らかでないときは、当該暗号等を用いて行われた不正な OKI Pay 取引が最初に行われた日）または流出した日から 2 年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

(免責条項)

第4条 前条の規定にかかわらず、不正な OKI Pay の利用について当行が善意無過失であり、かつ、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、補てんする責任を負いません。

(1) 利用者の重大な過失または法令違反による損害の場合

(2) 利用者が自ら行い、または加担した不正利用による損害の場合

(3) 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人

(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合

(4) 警察に被害届を出さない場合

(5) 当行による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合

(6) 地震、噴火、津波、天変地異、戦争(その他これに類似の事象を含む)、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合

(7) 利用者の故意または重大な過失によって本サービスの不正利用防止措置の効力を弱める行為があった場合

(8) 利用者端末の故障、誤操作、誤使用による場合

(9) 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(10) 利用者が反社会的勢力に該当する場合

(11) 利用者が他人に暗号等の管理を委ねた場合

(関係機関への利用者情報の提供等)

第5条 当行が当補償規定に基づき補償を行う場合、当行から関係機関に書類を提出し、また当行の保有する利用者の情報を提供することがあります。この場合、利用者は、関係機関に提出する書類を作成する義務を負い、また当行の保有する利用者の情報その他関係機関が必要とする情報を提供することに同意します。利用者が関係機関に提出する書類の作成または当該情報の提供に同意しない場合は、補償を受けられないことがあります。

(損害賠償請求権等の取得)

第6条 当行が補償を行った場合は、当行は当該補償を行った金額の限度において、不正利用を行った者、その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得し、かつ、上記金額の限度において、OKI Pay 引落指定口座にかかる利用者の払戻請求権は消滅するものとします。

(他の補てんがある場合の取扱)

第7条 当行が利用者の損害について不正取引の取消し等により全額もしくは一部の金額を回収し、利用者に対してその回収済金額を既に OKI Pay 引落指定口座へ返却している場合には、この額の限度において第1条に基づく被害請求に応じることはできません。

また、利用者が暗号等の不正利用による OKI Pay 取引を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた額の限度において同様とします。

2. 利用者が被った場合の全部または一部に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、本規定で支払うべき補償が減額されることがあります。

(規定の変更等)

第8条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

(関係規定の準用)

第9条 この規定の定めのない事項については、OKI Pay 利用規約、関係する当行各種規定により取扱いします。

(2021年3月26日改訂)

以上